

富士見市指定暑熱避難施設の民間施設指定要領

1 目的

この要領は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）について、市内に所在する民間施設（以下「施設」という。）を指定するに当たり必要な要件を定める。

2 実施内容

クーリングシェルターは、市民の休息場所として主として次の内容を実施する。

- (1) 施設利用の有無にかかわらず、暑さから避難する市民が適切に休息できる空間の提供。ただし受け入れ可能人数内に限る。
- (2) 休息用の椅子、ソファ等準備（既存のもので可）
- (3) 空調の適切な管理
- (4) 休息場所、飲料購入場所の案内（問い合わせがあった場合）
- (5) 施設の出入り口等見やすい場所に案内やポスター等の掲示

3 指定基準

クーリングシェルターの指定基準は、次の条件を満たす施設とする。

- (1) 市内に所在すること。
- (2) 適当な冷房設備を有すること。
- (3) 熱中症特別警戒情報の発表時に、施設を市民その他の者に開放できること。
- (4) 滞在に供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること。
- (5) 市のホームページ等で下記内容の公表が可能であること。
 - ①施設名称
 - ②施設所在地
 - ③施設連絡先
 - ④休憩場所の概要（建物内の位置や利用上の注意事項等）
 - ⑤クーリングシェルター開放可能日時（曜日、時間帯等）
 - ⑥受入可能人数

4 運用期間

クーリングシェルターとして施設を開放する期間は、国が定める4月の第4水曜日から10月の第4水曜日までとする。

5 クーリングシェルターの応募

クーリングシェルターの応募方法は次のとおりとする。

(1) 応募期間

随時受付とする。

(2) 応募方法

応募施設は、富士見市クーリングシェルター指定申込書（様式1）に必要事項を記載して、市に提出するものとする。

6 市からの支援

市は、クーリングシェルターに指定した施設に次の物資の配布、情報の提供を行う。

(1) クーリングシェルター案内表示等の配布

(2) 熱中症予防に関する啓発資料の配布

(3) 熱中症特別警戒情報発表時の情報提供

7 経費の負担

クーリングシェルターに係る経費については次のとおりとする。

(1) クーリングシェルターの開放による冷房設備の電気代等の必要な経費は、施設の負担とする。

(2) 使用者が施設に損害を与えた場合であっても、市は損害賠償を負わない。

8 クーリングシェルターの指定

(1) 指定方法

応募があった施設のうち、「3 指定基準」を満たすものを、市長がクーリングシェルターとして指定する。なお、指定にあたり、市は施設の管理者との間において、協定を締結するものとする。

(2) 指定の期間と更新

指定の期間は、指定の日から年度末の3月31日までとし、クーリングシェルターの指定を受けた施設を有する事業者から事前の申し出がない限り、翌年度以降も毎年度指定を更新するものとする。

(3) 指定の解除

市は、指定の期間中であっても次の要件により指定を解除することができる。また、施設が指定の解除を申し出る時は、富士見市クーリングシェルター指定解除申出書（様式2）に必要事項を記載して、市に提出するものとする。

①指定基準の要件を満たさなくなった場合

②施設より指定解除の申し出があった場合

③市がクーリングシェルターとしてふさわしくないと判断した場合

9 市への報告

クーリングシェルターの利用があった場合には、クーリングシェルター利用報告書（様式3）に必要事項を記載して、利用のあった翌月の5日までに市に提出するものとする。